

令和 8 年 第 4 回
川西市教育委員会（定例会）議事日程表

会議日時 令和 8 年 2 月 1 2 日（木） 午後 3 時 0 0 分から

場 所 川西市役所 4 階 庁議室

日程 番号	議 案 番 号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	議案 第 2 号	川西市立幼保連携型認定こども園保育料等条例の一部を改正する条例の制定について	
5	議案 第 3 号	川西市教育委員会に対する事務委任に関することについて	
6	議案 第 4 号	令和 7 年度一般会計補正予算（3 月補正）について	
7	議案 第 5 号	令和 8 年度川西市一般会計当初予算について	

令和 8 年 第 4 回

川西市教育委員会（定例会）議案書

川 西 市 教 育 委 員 会

目

次

- 議案 第 2 号 川西市立幼保連携型認定こども園保育料等条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案 第 3 号 川西市教育委員会に対する事務委任に関することについて
- 議案 第 4 号 令和 7 年度一般会計補正予算（3 月補正）について
- 議案 第 5 号 令和 8 年度川西市一般会計当初予算について

議案第 2 号

川西市立幼保連携型認定こども園保育料等条例の一部を改正する条例の制定について

川西市立幼保連携型認定こども園保育料等条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するについて、市長に申し出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和8年2月12日提出

川西市教育委員会
教育長 石 田 剛

提案理由

川西市立幼保連携型認定こども園における乳児等通園支援事業の保育料等を定めるに当たり、条例の一部を改正する必要があるため本案を提出する。

川西市条例第 号

川西市立幼保連携型認定こども園保育料等条例の一部を改正する条例

川西市立幼保連携型認定こども園保育料等条例（平成 29 年川西市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 項中「保育料」の次に「及び乳児等通園支援事業保育料」を加え、同項を同条第 8 項とし、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する事業をいう。以下同じ。）を利用する者の保護者は、乳児等通園支援事業に係る保育料（以下「乳児等通園支援事業保育料」という。）として子ども 1 人につき利用日ごとに利用開始から 1 時間以内の利用においては 300 円を、利用開始から 1 時間を超える利用においては利用時間 30 分までごとに 150 円を納めなければならない。

第 4 条中「及び延長保育料」を「、延長保育料及び乳児等通園支援事業保育料」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

川西市立幼保連携型認定こども園保育料等条例新旧対照表

現行	改正後（案）
○川西市立幼保連携型認定こども園保育料等条例 （略） （保育料等） 第2条 認定こども園に在園する者（以下「園児」という。）に係る教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）は、保育料として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を納めなければならない。 (1) 1号認定園児（支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する園児をいう。以下同じ。） 川西市立幼稚園保育料等徴収条例（昭和30年川西市条例第4号）第2条第1項に定める額 (2) 2号認定園児（支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する園児をいう。以下同じ。）及び3号認定園児（同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する園児をいう。以下同じ。） 川西市立保育所条例（平成27年川西市条例第13号）第8条第1項に定める額 2 一時預かり保育（教育課程に係る1号認定園児の教育時間（以下「教育時間」という。）以外の時間に実施される保育をいう。以下同じ。）を利用する1号認定園児に係る教育・保育給付認定保護者は、	○川西市立幼保連携型認定こども園保育料等条例 （略） （保育料等） 第2条 認定こども園に在園する者（以下「園児」という。）に係る教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）は、保育料として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を納めなければならない。 (1) 1号認定園児（支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する園児をいう。以下同じ。） 川西市立幼稚園保育料等徴収条例（昭和30年川西市条例第4号）第2条第1項に定める額 (2) 2号認定園児（支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する園児をいう。以下同じ。）及び3号認定園児（同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する園児をいう。以下同じ。） 川西市立保育所条例（平成27年川西市条例第13号）第8条第1項に定める額 2 一時預かり保育（教育課程に係る1号認定園児の教育時間（以下「教育時間」という。）以外の時間に実施される保育をいう。以下同じ。）を利用する1号認定園児に係る教育・保育給付認定保護者は、

別表第1に定める利用時間に応じ、一時預かり保育に係る保育料（以下「一時預かり保育料」という。）を納めなければならない。

- 3 延長保育（市長がやむを得ない理由があると認める2号認定園児及び3号認定園児について、支援法第20条第3項に規定する保育必要量を超えて行われる保育をいう。以下同じ。）を利用する2号認定園児又は3号認定園児に係る教育・保育給付認定保護者は、別表第2に定める利用時間に応じ、延長保育に係る保育料（以下「延長保育料」という。）を納めなければならない。この場合において、月額での延長保育の利用は、保育標準時間認定（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育の利用に係る認定をいう。）を受けた2号認定園児及び3号認定園児に限り行うことができる。
- 4 地域こども預かり保育（家庭において保育を受けることが一時的に困難になったと市長が認める満1歳以上の子ども（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）について、主として昼間において、市長が認める認定こども園において、一時的に預かり、必要な保護が行われる保育をいう。以下同じ。）を利用する者の保護者は、地域こども預かり保育に係る保育料（以下「地域こども預かり保育料」という。）として子ども1人につき利用時間30分までごとに200円を納めなければならない。

（新規）

別表第1に定める利用時間に応じ、一時預かり保育に係る保育料（以下「一時預かり保育料」という。）を納めなければならない。

- 3 延長保育（市長がやむを得ない理由があると認める2号認定園児及び3号認定園児について、支援法第20条第3項に規定する保育必要量を超えて行われる保育をいう。以下同じ。）を利用する2号認定園児又は3号認定園児に係る教育・保育給付認定保護者は、別表第2に定める利用時間に応じ、延長保育に係る保育料（以下「延長保育料」という。）を納めなければならない。この場合において、月額での延長保育の利用は、保育標準時間認定（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育の利用に係る認定をいう。）を受けた2号認定園児及び3号認定園児に限り行うことができる。
- 4 地域こども預かり保育（家庭において保育を受けることが一時的に困難になったと市長が認める満1歳以上の子ども（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）について、主として昼間において、市長が認める認定こども園において、一時的に預かり、必要な保護が行われる保育をいう。以下同じ。）を利用する者の保護者は、地域こども預かり保育に係る保育料（以下「地域こども預かり保育料」という。）として子ども1人につき利用時間30分までごとに200円を納めなければならない。

5 乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する事業をいう。以下同じ。）を利用する者

5 第1項の保育料及び別表第2の延長保育料（月額）の納入期限は、当月末日とする。

6 一時預かり保育料及び別表第2の延長保育料（日額）の納入期限は、翌月末日とする。

7 地域こども預かり保育料の納入期限は、利用日とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

（略）

（保育料等の減免）

第4条 経済的困難その他特別の理由があると認められる教育・保育給付認定保護者に対しては、保育料、一時預かり保育料及び延長保育料を減免することができる。

（略）

の保護者は、乳児等通園支援事業に係る保育料（以下「乳児等通園支援事業保育料」という。）として子ども1人につき利用日ごとに利用開始から1時間以内の利用においては300円を、利用開始から1時間を超える利用においては利用時間30分までごとに150円を納めなければならない。

6 第1項の保育料及び別表第2の延長保育料（月額）の納入期限は、当月末日とする。

7 一時預かり保育料及び別表第2の延長保育料（日額）の納入期限は、翌月末日とする。

8 地域こども預かり保育料及び乳児等通園支援事業保育料の納入期限は、利用日とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

（略）

（保育料等の減免）

第4条 経済的困難その他特別の理由があると認められる教育・保育給付認定保護者に対しては、保育料、一時預かり保育料、延長保育料及び乳児等通園支援事業保育料を減免することができる。

（略）

議案第 3 号

川西市教育委員会に対する事務委任事項の追加について

教育委員会に対する事務委任事項の追加について、市長より協議を受けたことにつき、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和8年2月12日

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

提案理由

事務委任事項の追加を受けることについて、市長へ回答する必要があるので、本案を提出する。

令和8年2月5日

川西市教育委員会
教育長 石 田 剛 様

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市教育委員会に対する事務委任に関する協議について

令和8年4月から全市町村で乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が実施されるにあたり、以下の事務の教育委員会に対する委任について、地方自治法第180条2の規定により協議します。

記

乳児等通園支援事業に関すること（認可に関することを除く。）。



令和8年2月 日

川西市長 越 田 謙 治 郎 様

川西市教育委員会
教育長 石 田 剛

川西市教育委員会に対する事務委任に関することについて（回答）

令和8年2月5日付で協議がありましたみだしのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

乳児等通園支援事業に関すること（認可に関することを除く。）。

上記につきまして、川西市教育委員会に対する事務委任に関することに異議はありません。

議案第 4 号

令和7年度川西市一般会計補正予算（3月補正）について

令和7年度川西市一般会計補正予算のうち、教育委員会関係予算について市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和8年2月12日提出

川西市教育委員会
教育長 石 田 剛

提案理由

令和7年度における教育委員会関係予算について補正する必要があるので本案を提出する。

令和7年度3月補正予算明細書(教育委員会関係分)

《歳入》

(単位:千円)

NO	款-項(項名)	説明(細節名称)	補正要求額 (△は減)	補正等の理由	所属
1	15-1 使用料	留守家庭児童育成クラブ育成料	6,234	登録児童数の増加により当初よりも収入見込みが増額となったことに伴う増額	入園所相談課
2	16-1 国庫負担金	保育所運営費負担金	106,463	公定価格の改定等による歳出増に伴う国庫負担の増額	入園所相談課
3	16-2 国庫補助金	要保護生徒就学援助費補助金(中学校)	△31	対象児童数が見込みより少なかったため	教育総務課
4		特別支援教育児童就学奨励費補助金(小学校)	△59	対象児童数が見込みより少なかったため	
5		特別支援教育生徒就学奨励費補助金(中学校)	△285	対象児童数が見込みより少なかったため	
6		教育支援体制整備事業費補助金	△2,604	医療的ケア児看護職員の配置が見込みより少なかったことによる減額	インクルーシブ推進課
7		地域子ども・子育て継続支援事業費補助金	1,100	子ども・子育て支援事業を実施する施設等に対する物価高騰に係る事業継続支援金への国庫補助金の増額	入園所相談課
8		留守家庭児童育成クラブ運営事業費補助金	△5,000	補助金の交付決定に伴う不用額の減額	
9		留守家庭児童育成クラブ夏季入所緊急対策事業費補助金	△979	県補助金「留守家庭児童育成クラブ夏季入所支援事業費補助金」が実施されないことに伴い、当該補助金を活用しないことによる減額	
10	17-1 県負担金	保育所運営費負担金	26,283	公定価格の改定等による歳出増に伴う県負担の増額	入園所相談課
11	17-2 県補助金	公立学校情報機器整備事業費補助金	△3,608	タブレットの購入台数が当初見込み数より少なかったこと等に伴う減額	教育保育課
12		保育施設等への一時支援金事業費補助金	13,449	民間保育施設等への物価高騰に係る一時支援金への県補助金の増額	入園所相談課
13		地域子ども・子育て継続支援事業費補助金	1,100	子ども・子育て支援事業を実施する施設等に対する物価高騰に係る事業継続支援金への県補助金の増額	
14		留守家庭児童育成クラブ運営事業費補助金	△19,500	補助金の交付決定に伴う不用額の減額	
15		留守家庭児童育成クラブ夏季入所緊急対策事業費補助金	△979	県補助金「留守家庭児童育成クラブ夏季入所支援事業費補助金」が実施されないことに伴い、当該補助金を活用しないことによる減額	
16		留守家庭児童育成クラブ夏季入所支援事業費補助金	△3,234	留守家庭児童育成クラブ夏季入所支援事業が実施されないことに伴う減額	
17	17-3 委託金	中学校部活動の地域移行等に向けた実証事業委託金	178	中学校部活動の地域移行等に向けた実証事業を県から受託したことに伴う委託金(新規)	教育保育課
18	20-1 基金繰入金	基金繰入金	10,343	米の値上がり分を基金で補い、給食を安定的に供給するため、基金から一般会計へ繰り入れる。 小学校:6,446千円 中学校:3,840千円 特別支援:57千円	給食課

《歳出》

(単位:千円)

NO	款-項 (項名)	細事業及び費目の名称	補正要求額 (△は減)	補正等の理由	所属
1	3-3 児童 福祉費	市立保育所運営事業 職員手当等	△ 2,000	フルタイム保育士通勤手当の減額	教育保育職員課
2		認定こども園運営事業 給料	△ 40,000	フルタイム保育教諭の配置数が当初見込みより少なかったため減額	
3		認定こども園運営事業 職員手当等	△ 9,000	フルタイム保育教諭地域手当の減額	
4		認定こども園運営事業 職員手当等	△ 6,400	フルタイム保育教諭通勤手当の減額	
5		認定こども園運営事業 職員手当等	△ 20,000	フルタイム保育教諭期末勤勉手当の減額	
6		認定こども園運営事業 旅費	△ 10,000	会計年度任用職員通勤費の減額	
7		留守家庭児童育成クラブ事業 報酬	△ 65,000	支援員の配置数が当初見込みより少なかったため減額	
8		留守家庭児童育成クラブ事業 職員手当等	△ 60,000	支援員の期末勤勉手当の減額	
9		留守家庭児童育成クラブ事業 旅費	△ 13,000	支援員の通勤費の減額	
10		認可外保育施設等支援事業 交付金	2,294	認可外保育施設への物価高騰に係る一時支援金の交付に伴う増額	入園所相談課
11		幼児教育・保育施設運営支援事業 教育保育施設運営委託料	94,656	保育所委託費の公定価格の改定等による増額	
12		幼児教育・保育施設運営支援事業 補助金	1,325	子ども・子育て支援事業を実施する施設に対する物価高騰に係る事業継続支援金の交付に伴う増額	
13		幼児教育・保育施設運営支援事業 交付金	10,175	民間保育所、こども園、小規模保育事業所への物価高騰に係る一時支援金の交付に伴う増額	
14		幼児教育・保育施設運営支援事業 給付金	79,306	施設型給付費の公定価格の改定等による増額	
15		留守家庭児童育成クラブ事業業務委託料	△ 1,381	夏季休業期間中のみの育成クラブ運営業務委託料の入札結果に伴う不用額の減額	
16		留守家庭児童育成クラブ事業補助金	350	子ども・子育て支援事業を実施する施設に対する物価高騰に係る事業継続支援金の交付に伴う増額	
17		留守家庭児童育成クラブ事業補助金	△ 2,350	補助金執行が当初見込みより少なかったことに伴う不用額の減額	
18		留守家庭児童育成クラブ事業交付金	981	民間留守家庭児童育成クラブへの物価高騰に係る一時支援金の交付に伴う増額	
19	10-1 教育振興 費	奨学資金事業 扶助費	△ 2,677	申請者数が見込みより少なかったため	教育総務課
20		要保護・準要保護就学支援事業 扶助費	△ 2,236	対象児童・生徒数が見込みより少なかったため	
21		学校教育支援事業 報酬	△ 11,000	少人数指導加配等が一部未配置であったことに伴う会計年度任用職員報酬の減額	教育保育課
22		学校教育支援事業 職員手当等	△ 5,586	少人数指導加配等が一部未配置であったことに伴う期末勤勉手当の減額	
23		学校教育支援事業 委託料	△ 5,354	中学生の放課後学習支援業務にかかる入札差金の一部減額	
24		セオリア運営事業 委託料	△ 3,497	事業未実施に伴う北部地域における小中学生の多様な学びの場開設準備委託料の減額	
25		セオリア運営事業 備品購入費	△ 1,600	事業未実施に伴う北部地域における小中学生の多様な学びの場開設準備にかかる初度備品の減額	
26		校内学びの場づくり事業 職員手当等	△ 7,993	会計年度任用職員の期末勤勉手当の減額	

NO	款-項 (項名)	細事業及び費目の名称	補正要求額 (△は減)	補 正 等 の 理 由	所 属
27	10-2 小学校費	小学校教職員人事管理事業 報酬	△ 20,000	会計年度任用職員の配置数が当初見込みより少なかったため減額	教育保育職員課
28		小学校教職員人事管理事業 職員手当等	△ 20,000	会計年度任用職員の期末勤勉手当の減額	
29		小学校教職員人事管理事業 旅費	△ 6,000	会計年度任用職員の通勤費の減額	
30		小学校給食運営事業 食糧費	6,446	米の値上がり分を基金で補い、給食を安定的に供給するため、基金から食糧費へ繰り入れる。	給食課
31		小学校体験活動事業 報酬	△ 3,512	指導主事の配置がなかったことに伴う会計年度任用職員報酬の皆減	教育保育課
32		小学校体験活動事業 職員手当等	△ 1,346	指導主事の配置がなかったことによる期末勤勉手当の皆減	
33	10-3 中学校費	中学校教職員人事管理事業 報酬	△ 10,000	会計年度任用職員の配置数が当初見込みより少なかったため減額	教育保育職員課
34		中学校教職員人事管理事業 職員手当等	△ 7,000	会計年度任用職員の期末勤勉手当の減額	
35		中学校教職員人事管理事業 旅費	△ 1,000	会計年度任用職員の通勤費の減額	
36		中学校給食運営事業 食糧費	3,840	米の値上がり分を基金で補い、給食を安定的に供給するため、基金から食糧費へ繰り入れる。	給食課
37	10-5 特別支援 学校費	特別支援学校給食運営事業 食糧費	57	米の値上がり分を基金で補い、給食を安定的に供給するため、基金から食糧費へ繰り入れる。	給食課
38		特別支援学校教育支援事業 使用料及び賃借料	△ 4,069	タクシー借上料の入札差金等の減額	インクルーシブ推進課
39		特別支援学校教育支援事業 備品購入費	△ 3,045	スクールバス購入にかかる入札差金の減額	

議案第 5 号

令和8年度川西市一般会計当初予算について

令和8年度川西市一般会計当初予算のうち、教育委員会関係予算について市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和8年2月12日提出

川西市教育委員会
教育長 石 田 剛

提案理由

令和8年度における教育委員会関係当初予算を要求する必要があるため本案を提出する。

令和8年度費目別予算

■ 歳出

(単位:千円)

費目等	令和8年度当初		令和7年度当初		比較 (A)-(B)	増減率	備考
	予算額(A)	構成比	予算額(A)	構成比			
一般会計総額	70,789,000		71,477,000		△688,000	△1.0%	
教育委員会関係合計	19,768,158	(27.9%) 100.0%	21,044,710	(29.4%) 100.0%	△1,276,552	△6.1%	
03民生費							
03児童福祉費	14,531,169	73.5%	13,312,451	63.3%	1,218,718	9.2%	
01児童福祉推進費	6,238,833		6,031,721		207,112		
02青少年支援費	28,393		26,879		1,514		
03保育所費	7,343,920		6,430,561		913,359		
05留守家庭児童育成クラブ費	920,023		823,290		96,733		
10教育費	5,236,989	26.5%	7,732,259	36.7%	△2,495,270	△32.3%	
01教育振興費	1,288,677	6.5%	2,172,850	10.3%	△884,173	△40.7%	
01教育総務費	321,703		275,693		46,010		
02学校教育推進費	966,974		1,897,157		△930,183		
02小学校費	1,985,482	10.0%	1,859,455	8.8%	126,027	6.8%	
01学校運営費	975,959		903,638		72,321		
02学校給食費	977,042		922,559		54,483		
03学校保健費	32,481		33,258		△777		
03中学校費	952,940	4.8%	931,205	4.4%	21,735	2.3%	
01学校運営費	362,449		375,117		△12,668		
02学校給食費	575,342		540,807		34,535		
03学校保健費	15,149		15,281		△132		
04幼稚園費	404,672	2.0%	444,701	2.1%	△40,029	△9.0%	
01幼稚園運営費	402,903		442,921		△40,018		
02幼稚園保健費	1,769		1,780		△11		
05特別支援学校費	182,090	0.9%	239,569	1.1%	△57,479	△24.0%	
01学校運営費	154,183		216,845		△62,662		
02学校給食費	26,840		21,645		5,195		
03学校保健費	1,067		1,079		△12		
06施設費	342,349	1.7%	2,029,013	9.6%	△1,686,664	△83.1%	
01施設費	342,349		2,029,013		△1,686,664		
07生涯学習費	80,779	0.4%	55,466	0.3%	25,313	45.6%	
02生涯学習推進費	80,779		55,466		25,313		

* 「構成比」の()は「一般会計総額」に占める割合であり、その他は「教育委員会関係合計」に占める割合である。

* 端数処理により各構成比の加算結果と合計が一致しないことがある。

* 施設費・生涯学習費は市長部局(施設マネジメント課・生涯学習課)が所管している。

人が豊かに育つ川西の実現

こども・若者の意見表明の機会確保

事業	こども政策推進事業 中学校運営事業 特別支援学校事業	所要 経費	248万円
担当	こども政策課 教育総務課	予算 説明書 ページ	

審議会委員にこども・若者委員枠を設けるなど、こども・若者の意見表明のための取組みを推進します。また、学校生活において、こどもたちの意見が実現するように支援します。

こども育成支援拠点の運営支援

事業	こども育成支援 拠点運営事業	所要 経費	855万円 (債務負担： 1,818万円)
担当	こども若者相談 センター	予算 説明書 ページ	

養育環境等に課題を抱える児童等の居場所となるこども育成支援拠点1カ所の整備運営を行う民間事業者を公募します。

(仮称)市立多田こども園の整備

事業	市立幼稚園・保育所一体化施設整備事業	所要 経費	4億7,120万円 (R9までの総額 11億7,800万円)
担当	こども政策課	予算 説明書 ページ	

(仮称)市立多田こども園の令和10年4月の開園に向け、新園舎の建設工事を進めます。また、多田保育所を解体し、新園舎の整備を進めます。

清和台地域の市立学校のあり方検討

事業	教育推進事業	所要 経費	37万円
担当	教育政策課	予算 説明書 ページ	

こどもたちが「ひとつの学校でともに学ぶ」環境を整備するため、清和台地域の市立学校のあり方を検討します。

フリースクール等の民間施設へ通う児童生徒への支援

事業	就学支援事業	所要 経費	180万円
担当	教育総務課	予算 説明書 ページ	

フリースクール等の民間施設に通う不登校児童生徒の保護者の経済的負担軽減のため、民間施設での授業料等にかかる費用の一部を支援します。

多様な学びに取り組むことができる教室環境の整備

事業	学校教育支援事業	所要 経費	200万円
担当	教育保育課	予算 説明書 ページ	

児童生徒が自ら問いを立て、課題解決に向けた学習を進めていくなど主体的な学習（探究的な学習、自由進度学習等）に取り組むために必要な教室環境を整備します。

(仮称)川西久代南こども園の民間事業者による施設整備運営への支援			
事業	民間就学前教育 保育施設整備事業	所要 経費	28万円 (債務負担：2億 6,209万円)
担当	こども政策課	予算 説明書 ページ	
(仮称)川西久代南こども園の令和10年4月開園に向け、園舎の整備及び園運営を行う民間事業者を公募します。選定事業者に対して、施設整備の支援を行います。			

民間プールを活用した水泳授業の拡大			
事業	小学校運営事業 中学校運営事業 特別支援学校運営事業	所要 経費	7,597万円
担当	教育総務課 教育政策課	予算 説明書 ページ	
これまで一部の小中学校と川西養護学校で試行実施していた民間プールを活用した水泳授業について、こどもたちの学習環境の充実のために全16小学校に拡大して実施します。			

部活動の社会移行の推進			
事業	学校教育支援事業 就学支援事業 中学校運営事業	所要 経費	2,652万円
担当	教育保育課 教育総務課	予算 説明書 ページ	
令和8年度から本格実施となる部活動の社会移行に対し、中学生の放課後の活動を持続可能にするため、こどもたちが安心して地域クラブの活動に参加できるよう支援します。			

キッズプレイス（放課後児童の居場所）の拡大			
事業	放課後児童居場所づくり事業	所要 経費	1億1,187万円
担当	入園所相談課	予算 説明書 ページ	
留守家庭児童育成クラブの待機児童対策の一つとして、学校施設を活用し、おとなが児童を見守り、サポートを行う放課後児童居場所づくり事業を2校から11校に拡大して本格実施します。			

こども誰でも通園制度の実施			
事業	市立認定こども園運営事業 幼児教育・保育施設運営支援事業	所要 経費	3,417万円
担当	教育総務課 入園所相談課 教育保育職員課	予算 説明書 ページ	
保育所等に在籍していない0歳6か月から3歳未満のこどもが、月一定時間まで保育所等に通園できる「こども誰でも通園制度」を市立認定こども園などで実施します。			

小学校へのエレベーター設置			
事業	教育施設エレベータ整備事業	所要 経費	1億3,390万円
担当	施設マネジメント課	予算 説明書 ページ	
バリアフリー環境を整備するため、東谷小学校にエレベーターを設置し、陽明小学校では、設置に向けて設計を実施します。			

「こどもの権利を考えるシンポジウム」の開催			
事業	人権啓発推進事業	所要経費	23万円
担当	人権推進多文化共生課	予算説明書ページ	
市民がこどもの権利を学び、権利を保障する意識を醸成するため、「こどもの権利を考えるシンポジウム」を開催します。			

みつなかホールの大規模改修に向けた設計			
事業	芸術文化施設維持管理事業	所要経費	5,576万円
担当	文化・スポーツ課	予算説明書ページ	
今後長期的に施設を使用できるよう、みつなかホールの大規模改修に向けた設計を行います。			

旧川西高校跡地を活用した防災グラウンドの整備			
事業	スポーツ施設管理運営事業	所要経費	2億3,248万円 (R8までの総額5億8,120万円)
担当	文化・スポーツ課	予算説明書ページ	
旧川西高校跡地を活用し、防災機能を備えた多目的広場を整備します。			

総合体育館の大規模改修工事の実施			
事業	スポーツ施設管理運営事業	所要経費	11億4,564万円
担当	文化・スポーツ課	予算説明書ページ	
今後長期的に施設を使用できるよう、総合体育館の大規模改修工事を行います。			

(仮称)「U-18文化賞・スポーツ賞」の創設			
事業	秘書事業	所要経費	6万円
担当	秘書課	予算説明書ページ	
文化・スポーツ分野等で頑張る18歳以下のこどもの挑戦を後押しするため、優れた成績や成果を収めたこども・若者を表彰する制度を創設します。			

小学校給食にかかる保護者の負担軽減			
事業	小学校給食運営事業 特別支援学校給食運営事業	所要経費	4億487万円
担当	給食課	予算説明書ページ	
国の給食費負担軽減交付金を活用し小学校給食の保護者負担を軽減します。			

事業名	担当所管課名	概要	所要経費	予算 説明書 掲載頁
障害児支援事業	こども支援課	障害児相談支援体制の拡充 障害児相談支援体制の拡充に向け、事業所誘致及び相談支援専門員の資格取得支援を行います。	197万円	
学校教育健康管理事業	教育保育課	学校歯科保健啓発事業の拡充 児童のむし歯処置未完了者減少を目指し、市内全小学校を対象とした啓発事業を行います。	42万円	
市立認定こども園運営事業 市立幼稚園人事管理事業	インクルーシブ推進課 教育保育職員課	就学前医療的ケア児のための看護師配置 医療的ケアが必要なこどもが安心して保育を受けられるようにするため、医療的ケア児が在籍する市立認定こども園等に、看護師を配置します。	2,883万円	
芸術文化施設維持管理事業	文化・スポーツ課	みつなかホール舞台設備の落下防止対策 みつなかホールのホール舞台上に設置している舞台設備について、落下防止対策を実施します。	1億4,278万円 (債務負担行為)	
スポーツ施設管理運営事業	文化・スポーツ課	総合体育館・市民温水プールの指定管理者を公募 総合体育館・市民温水プールの指定管理者を公募します。	21万円	
留守家庭児童育成クラブ事業	入園所相談課	留守家庭児童育成クラブにおける入退室管理システム導入 市立留守家庭児童育成クラブ利用者の利便性向上などを図るため、児童の出欠等の連絡や入退室の管理などを行う入退室管理システムを導入します。	151万円	
歩道整備事業	道路整備課	安全な自転車通学に向けた道路整備 川西南中学校へ通う生徒が安全に通行できるよう、自転車通学の開始に合わせて市道9号において路面標示（矢羽根）を整備します。	994万円	